

## パネルディスカッション ～犯罪被害者庁を求めて～

### パネリスト

Aさん	傷害致死事件遺族
神村昌通	元札幌高検検事長
白井孝一	新あすの会 副代表幹事
假谷 実	新あすの会 副代表幹事
濱口文歌	新あすの会 弁護団

### コーディネーター

米田龍玄	新あすの会 事務局長
------	------------

### 米田

今回は、「犯罪被害者庁の設立を求めて」というシンポジウムであります。

おさらいの意味で、2004年に犯罪被害者等基本法の制定、2005年に基本計画の策定、2007年に刑事訴訟法の改正による被害者参加など被害者施策が大幅に躍進しました。

假谷事件は、一連の法改正の前でしたが、内容など当時の状況をご紹介ください。

### 假谷

假谷事件は1995年に発生しました。自分たちに関する事件にも拘わらず公判期日を知らされず、メディアからの情報で知りました。

傍聴もかなり限定されて、まさに蚊帳の外、証言させるための証拠品の扱いでした。

民事訴訟を起こしましたが、費用は自己負担で100万円近く支払いました。

その後、参加制度や付帯私訴制度があすの会の運動で作られました。

假谷事件の加害者が15年間逃亡した後2012年1月に逮捕されたため、その加害者の裁判へ参加制度を利用して参加しました。

### 【基本法と基本計画】

### 米田

そういう意味で、基本法の制定と基本計画策定は画期的なものでした。

当時、内閣府において検討に携わった神村さん、当時の状況を伺いできますでしょうか。

### 神村

私は基本計画を検討する会議の事務局にいました。

まず、被害者や御遺族からの要望を集め、これらに対してなすべく施策を関係省庁にヒアリングしましたが、ほとんどゼロ回答で超後ろ向きでした。

事務局として、普通をお願いしてもダメだと思って、会議の進め方として3つのことをしました。

一つ目は、被害者が要望した施策については、よほどの事がない限り、原則として全部盛り込むことという方針を最初に打ち出して、できる・できないの議論をしないことにしました。

二つ目は、議論が進まずに時間が足りなくなって結論が出せないという事態を防ぐため、毎回の会議で、取り上げた議題については必ず結論を出すことにしました。

そのため、2時間の予定の会議を5時間になったりしました。だいぶ不満が出ました。

もっとも、いくら時間をかけても消極意見と積極意見がまとまるはずがないので、議論が膠着状態になったときに、事務局長が積極意見に沿った事務局案を提案することにしました。そして、「反対の意見のある方はこの場でご発言を」とやったのです。役人は、なかなかその場で反対意見は言えないのです。

「では反対意見はないようですので、事務局案のとおり決めました」とどんどん決めていきました。

三つ目は、議論は全部公開することにしました。

省庁間では根回しが当然の時代で、会議以外の場で「前回の結論はおかしい」とか言ってきます。それに対して、「今の意見を紙でください。議論は全部公開することにしてますから」とやりました。そうすると、省庁の利害とか慣習を理由にした内向きの意見は言えなくなります。それで、実際、場外での意見は出なくなりました。

こうして、いわば強引に進めて258の施策を載せた基本計画ができました。

その中の一つとして、「被害者が刑事裁判に直接関与する制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で検討し、2年以内に結論を出して実施に移す」ということが挙がっており、それが被害者参加制度に結びつきました。

今から考えても、役人としてはあの進め方でよかったのか、無茶なことをしたなどと思います。

## 【犯罪被害者庁を求める背景】

米田

あの瞬間に、神村さんがいたからこそ実現したんだと分かりました。

当時の多くの方々の尽力により、基本計画が策定され、刑事裁判は目を見張るほどに変わりました。

しかし、犯罪被害者庁の設立を求めるのは何故か、まず経済的補償の点で濱口先生いかがでしょうか。

濱口

去年新あすの会で22件の具体的事例を集めて分析しました。民事の裁判を起こせばこのくらいは普通判決で認められるだろうという金額を出してみましたが、そのうち、被害者や遺族が実際に回収できた金額は約1%でした。犯給金も今年増額されたので、今後はどのくらい支給されるのかについては期待していますが、損害額の全額が支給されるわけではないので、やはり国による損害賠償請求権の買取や補償の制度が必要と考えます。

同様の制度として交通事件では、自賠責の政府補償事業があります。それを参考にして、被害者からの損害賠償請求権の買取や補償を行い、被害者の代わりに加害者に求償していく事業を行う組織として被害者庁があればいいと思っています。

犯人が自殺したり、誰が犯人か特定できなかつたりする場合には、加害者に対して損害賠償請求をすることができません。その場合に被害者庁は、裁判所に代わって被害者への適正な補償の金額を査定する役割を果たすこととなります。

前回この新あすの会の大会で発表があったように、北欧の国の中にはそのような専門の機関がある国があり、機能しているそうです。日本でも取り入れることができるところは取り入れておくことができればいいと思います。

米田

検討会に委員として参加した假谷さん、議論の状況、どのような見直しがなされたか、お願いします。

假谷

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討会に参加し創立大会の決議の実現に向けた発言を行いました。

第1第2決議では、国による損害賠償額の立替（買取）。

第3決議での「今、困っている」被害者の救済を訴

え、犯給金の増額を達成しました。

第4第5決議に関しては、地方における途切れのない支援の提供体制の強化に関する検討会にオブザーバー参加し、事前レクなどで警察庁へ要望を提出したり、意見交換を行いました。

収入がない被害者の給付が少なく、扶養家族がいないと320万円にとどまる、実は、配布されたグラフ資料をみても、給付事例を見るとほとんどが最低額に張り付いている。そこで、基礎額を上げるとともに、事件後、遺族も働けなくなる実態を踏まえ、遺族の影響もとりこんで増額に結びつけ、最低額は1060万円になった。

国による立替は財源の問題もあって進まず、遡及もできなかった。

米田

新あすの会としては立替制度を求めたが、この1年で実現は難しいということで、現行制度の枠内で支給額はアップした。立替制度は残された課題になったということ。また、過去の事件の被害者・遺族へのフォローとしての遡及も課題になったということです。これは法的にできないものでしょうか。神村さんいかがでしょうか？

神村

「法の不遡及」と言って、法律は過去に遡及させないという場合が一般的に多いことは確かです。人がある行為をした後で法律が作られ、その行為をしたときに予期していた法的な効果が覆ってしまうと、個人も社会も不安定になるからです。典型的なのが、刑罰でして、行為をしたときには適法だったのに、その後の法律で違法にされて処罰されてはかかないません。ですから、憲法39条が新たに刑罰を作ったときには遡って適用してはいけないと定めています。

一方、社会を不安定にしない、個人にはむしろ利益になる法律を作る場合は、遡って適用するということがないわけではありません。刑法では、かつて尊属殺の規定、親を殺害した場合を特別に重く処罰する条文がありましたが、不公平ということで条文を削除する法改正がありました。このときは改正の効果を遡及させています。遡って適用してもらった方が、刑が軽くなって有利だからです。

また、発生した災害からの復興のために新しい法律を作るような場合は、遡及して適用させることとなります。犯罪被害についてであれば、オウム被害者救済法のように、過去の被害を対象に遡って給付金を支給することにした法律もあります。もっとも、災害から

の復興やオウム被害者救済法の場合は、特定の出来事に対する特別な立法なので、遡及はさせるものの、適用される時期が自ずと限定されるということではありません。個人の利益になる法律であっても無限定に遡及させることは、制度ひいては社会の不安定をもたらすおそれがあります。このことを踏まえた上であれば、法律を作って遡及させるということではできないわけではないと思います。仮に遡及する範囲を限定する必要があるとなれば、本体の法律は遡及させないこととしつつ、遡及して適用したい対象者のための特別立法や臨時措置的な法律を作るということも考えられると思います。

米田

ここまで、被害回復の実態という側面からの議論をしていますが、Aさん、ご遺族にとって、加害者に対して請求する、ということの意味についてお考えのところはありますか。

Aさん

被害に遭われた皆様が思っているわけではないと思いますが、私の場合、賠償請求は被害者が加害者にできる唯一の罰則とっております。お金ではなく金額ではなく罰を与えたい。今後の生活を守る必要があればなお更のことです。でも、加害者からのお金は直接、本当は受け取りたくない。加害者から受け取ったお金で娘のランドセルは買いたくありません。銀行を通したとは言え、振込人が加害者の名前だったりするのであれば、どうしてもそれを使うことが私の中で消化できない。ただ声を上げることで、「許していないよ」ということを相手に伝えたかった。人の命はお金に換えられないのですけれども、国が間に入って、「補償制度の中で支払われたお金ですよ」ということになれば、もちろん、自分の生活の基盤にも使えますし、そのままお金を使えると思います。

私は生命保険があって助かりましたが、そういう準備がない方であれば、支払われるのか支払われないのかと待っている間も苦痛だと思います。

米田

岡村代表から、亡くなったお子さんの代わりに賠償金を受け取ったが、それを使えないという話をよく聞いていました。加害者には自分の行為の責任を負わせなければいけない。

現在の犯給金も、加害者に請求が可能であるのに実際には求償がされていない。これは請求する組織がな

いからという点も言えると思います。犯罪被害者庁ができれば、その犯罪被害者庁が行える。

違う観点から、なぜ新あすの会が犯罪被害者庁の設立を求めるのか、ということですが、

被害者の置かれた状況について改めて確認したいと思いますが、Aさん、事件後どんなことが大変だったかについて、伺えますか？

Aさん

世帯主が亡くなったので、たくさんの区役所の手続きが大変で、子供手当なども夫の口座で申請していましたので、切り替えなくてはいけない。期限を守って手続きをしなければならなかった。私の場合は、相談できる弁護士さんなりが、近くにいたので他の人よりは助かった部分があるかもしれませんが。ただでさえ時間がない。「夫が殺されました……」ということも窓口でなかなか伝えられなかった。別ルートとか、こういう被害に遭った場合にはこうしなくてはならないというような一覧を用意してくれたら助かります。何をしなければいけないのかということがゼロの状態なので、それを教えてくれる人がいない場合は、窓口で次は何、次は何と行ったり来たりする時間が大変だったと思います。

米田

まさに生命身体犯の場合、事件・裁判については警察や法務省、医療のケアは厚労省、住まいは国交省。お子さんに関しては子ども家庭庁、文科省が関係してくる。

その後、地方公共団体との関係では総務省。

犯罪被害の特徴としては、いろいろな手続きが同時に一気に押し寄せてきて、いっぺんに処理しなければならないという大変さがあります。それをただでさえ大変な状況にある被害者がいろいろな場所へ足を運ばなければならないという弊害がある。

この弊害を助教するための仕組みの実現として、今警察庁が事務局になっているんですが、この現状についていかがでしょうか？

神村

基本計画には犯罪被害者のための政策が全部網羅されているわけで、施策を講ずることとされている省庁は、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省などであり、外務省や財務省、金融庁も名前が出てきます。いわゆる縦割りになっている政府の中で、多数の省庁を取りまとめてワンス

トップにすることは非常に大変です。

基本計画を策定したり実施状況を監視したりするための事務局は当初内閣府にありましたが、その後警察庁に移り、警察庁の教養厚生課の中に犯罪被害者支援室が置かれて、ここが事務局を担ってきました。この警察庁の犯罪被害者支援室は、今般の「新あすの会」の運動や自民党の提言を踏まえて、昨年10月、犯罪被害者等施策推進課となり、独立の課に格上げされました。同時に、警察庁を管理する立場にある国家公安委員会に対し、犯罪被害者等施策の推進に関する総合調整を行う権限が与えられました。つまり、他の省庁と横並びではなく、他の省庁に口出しできる権限が与えられたということで、大きな前進です。

しかし、犯罪被害者等施策はたくさんの省庁が個々に所管していて、犯罪被害者等に直接対応するのはその省庁で、責任を負うのもその省庁です。今回、国家公安委員会に各省庁を調整する権限は与えられましたが、それでも警察庁が他の省庁の実施状況をコントロールするのは難しいでしょう。それは、担当者の熱意とは関係ありません。担当者にどれだけ熱意があっても難しいのです。消費者行政についても、似たような問題がありました。それで、できたのが消費者庁です。消費者の視点から政策全般を監視する組織として立てられ、国民生活センターを持ち、地方自治体が設置している消費生活センターと連携しながら、消費者が直面する問題に直接対応しています。こども家庭庁も同様ですね。

行政府が縦割りになっているというのは理由があつてのことですが、横断的な仕事をしなければならないときには、壁になり、個々の担当者がどんなにがんばってもこれを乗り越えていくのは大変なのです。他省庁も意地悪するつもりはなくても、自分の省や庁の他の施策、特に自分たちの省や庁にとって本業と思っている施策とのバランスを考えなくてはならないので、どうしても消極になる傾向があります。

米田

今の警察庁の方々がよく頑張ってくださいですが、省庁のバランスのため、進んでないとなれば、犯罪被害者庁がそれを打破する切っ掛けになるのではないかと思います。

## 【被害者に寄り添う弁護士制度】

米田

犯罪被害者庁ができれば、何が良くなるか、例えば、事件後、被害者に寄り添う人、という側面では、法的

な側面、裁判手続きを行う被害者側弁護士と、そのほかの面で支援する支援員のような存在が考えられると思います。

まず、被害者側弁護士について、犯罪被害者庁ができることで、被害者側弁護士について、何か、変わることがあるでしょうか。現場で日々活動しておられる、濱口先生いかがでしょうか？

濱口

最近、被害者が事件発生後早期に弁護士に会って支援を依頼できる環境が整いつつあります。このような連携の仕組みを最初に作ったのは神奈川県と聞いています。東京では、警視庁や東京地検の犯罪被害者支援室と弁護士会とが連携していて、被害者やご遺族から弁護士に相談したいという希望が出れば、速やかに弁護士会に連絡が来て犯罪被害者支援に慣れている弁護士を派遣し、当日か翌日にでも初回の法律相談ができる体制ができています。しかし、このような連携の仕組みが全国的に整備されているかというところまでは行っていません。

先ほどAさんのお話の中にも現場が血の海ということが出てきました。もし被害者庁ができれば、まだ弁護士が間に合わない初期の状態に被害者庁の職員が現場に行って支援を開始できるのでよいのではないかと思います。

米田

Aさんは、早期に弁護士の相談を受けられたようですが、当時をふりかえって、どのようにお感じになりますか。

Aさん

事件直後は何をすべきか全くわからない状況でした。弁護士の方に来ていただき、生前の夫の状況とか警察・検察へ行く際も、その都度こうすること、こうしてくださいとか、こういったことがあると思うのでこうしてくださいとか。夫の会社が個人の会社で法的な問題があったので、何をどうすればいいのか全く分からないときに、こうですよ。と手を差し伸べていただいて、一つ問題があればメールなり電話なりで相談させていただいてとても助かりました。「誰にも言えなかったことでも、なんでも言ってください。できることはアドバイスしますから」と言っていただいたので、全てお任せして私は恵まれていたと感じています。

米田

この点は、法務省の方で弁護士制度を検討中とのこ

とですが、ご紹介いただけることはありますか。

神村

この制度は、元々法務省が「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を立ち上げ、2020年7月から検討していたものです。新あすの会の活動を受けた自民党の提言も踏まえた検討が行われ、2023年4月に取りまとめが行われ、「早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことを内容とする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が求められる。」という結論が出されました。これを受けて、法務省は、法テラスの根拠法である「総合法律支援法」を改正する法案を先の国会に提出し、本年4月18日に成立しました。

その内容は、現在の法テラスによる援助が、対象者も援助内容も限定的であるのに対し、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援ができるよう、継続的かつ包括的に弁護士が援助を行う制度を創設しようというものになっています。例えば、被害届や告訴状の作成のときから支援してもらえ、捜査機関や裁判所へ同行してもらえたり、示談交渉、犯罪被害者等給付金の申請、損害賠償請求の相談や訴訟などを支援してもらえるものになるようです。さらに具体的に詰める点や準備の必要な事柄があることなどから、法律の施行は改正法公布後2年以内とされています。実際に何がしてもらえるのかは今後はっきりしてくると思いますが、犯罪被害者等のよろず相談ごとにとずっと寄り添ってくれるような弁護士制度ができるといいと思っています。

米田

今後、この弁護士制度がどのようなものになるのかは未知数ですが、被害者に対する途切れない支援というものを考えた時、こういう制度があったら良いなあと感じている点はいかがでしょうか？

濱口

今は弁護士が個人で被害者の支援をしています。加害者に対して損害賠償請求をして少額の金額を何十年にもわたって分割で払ってもらい和解をしたとします。その場合、弁護士は毎月、2万円とか3万円とかの金額を回収してそこから例えば10%の報酬をいただいでいくということが続けます。10年くらいならば何とかありますが、それが30年、40年と続くとなると、弁護士自身が個人ではいつまでも続けられない可能性があります。このような回収の作業を被

害者庁が組織として担ってくれると本当にいいなと思います。

## 【「保護司ような」寄り添う人的制度】

米田

被害者に寄り添って支援する人のうち、被害者側弁護士について議論しましたが、新あすの会では、「保護司のような」犯罪被害者等に寄り添い長期にわたる相談に応ずる人的制度の創設を求めています。これは、どういったものでしょうか。

白井

被害者の苦しみは最初の1、2年で終わるものではなく、ずっと何年も続く。生活も困ってくる。それをどこに相談したら良いのか。

最初はワンストップで市役所の窓口とか支援センターにということですが、被害者の方から出掛けていき親切に相談に乗ってくれるか分からない不安がある。この方ならば信頼がおけて、前にも相談しているから最初から全部説明しなくても、相談に乗ってもらえるという担当者制度ができると助かります。

「保護司のような」というのは、保護司は社会復帰しようとする人の担当ということでやっているのと同様に被害者もその人に合った相談に乗ってもらうことが望ましいからです。

静岡県の場合は、県民から募集して、1年間研修を受け、ペーパーテスト、面接テストを経て、支援のボランティアになっていただくことを続けている。保護司の方もいた。今年も14名の応募があった。

そのように被害者に役立つ制度ができればよいのですが、組織ができるときには心配があります。担当する方には専門に研修なり知識を持ってもらって、被害者の立場に立ってしっかり役立つ制度を作るべきです。そのために費用が必要であれば、その費用を取ってもらいたいと思います。

米田

本日、この会場に保護司の方に来ていただいています。加害者への接し方、被害者にも同じような支援者が必要ではないかという点について、ご意見をいただきたい。

保護司（坂田）

加害者の更生保護という支援の中で、被害者に対する意識、贖罪の気持ちとかを必ず取り入れるようにしています。保護司としての研修にも含まれており、私

だけではないと思います。

保護司の制度の中にも、犯罪被害者支援保護司という制度もある。法改正などでリンクすると良いですね。被害者庁もできると良いですね。

#### 保護司（鈴木）

以前に保護司は犯罪者の味方ではないかと言われたことがあったが、その後ゆっくりとお話ができ誤解が解けてきたように思っています。

私たちは対象となった方の話をひたすら聞く力を持つようになった。

ただ、法律家ではなく、一般の職を持った方々で、無償で支援を行っている。

前回、岡村先生の講演会の時、「保護司として何ができるでしょうか？」との質問に「ひたすら被害者の話を聞いてください」と言われた。

東京観察所の中にも犯罪支援担当保護司がいますが、省庁としての検討課題があるかと思っています。法務省という枠の中で公に支援できるようにしたい。この省庁というアイデアは良いと思います。

#### 米田

今話を聞いて、被害者にとってその話を聞いてくれる、横にいてくれるだけの存在でも非常にありがたいんだと改めて感じました。

さて、加害者の社会復帰のために、保護観察官、保護司あるいは社会復帰調整官がついて住居や職場の環境調整をするなどの手厚い支援体制があるように聞いています。法務省でどのような対応がされているのか、伺えますでしょうか。

#### 神村

保護観察には、公務員である保護観察官とボランティアである保護司という二つの立場の方がいます。

対象者が刑務所に服役中から、保護観察官と保護司が対象者と面接し、出所後の生活の見通しなどを聞き、出所後に帰るところがあるように、本人が帰る先として予定しているところを保護司が訪れて受入れをお願いしたり、身元引受人と面談したりします。対象者が刑務所から仮釈放で出た後は、保護司が中心になって、月3回くらいの頻度で面談します。保護司の家に招いたり、相手の家を訪れたりして、保護観察中の遵守事項や生活行動指針を守っているか確認するとともに、悩み事、困りごとを聞きます。仕事が見つからないければ、就労先を紹介したり、付き添ってハローワークに行かせたりしますし、生活保護の申請や病院に行くことを促し、付き添ったりもします。親身になっ

て対象者を支援するのです。もちろん、これは、保護観察という状態にあるときに限られ、仮釈放の期間が過ぎるなど保護観察が解かれれば、終わります。そして、保護観察は、支援・援助だけでなく、指導・監督を行うものであって、対象者が遵守事項を守らなければ刑務所に戻ってもらうように手続を進めることもあり、あくまで、対象者を更生させるための制度ではあります。

また社会復帰調整官は、医療観察制度の中で設けられているものです。医療観察制度とは、重大犯罪を犯したものの心神喪失等で刑事責任を問えない人を対象に、精神医療などを受けさせた上で社会復帰を促進するための制度です。社会復帰調整官は、対象者が医療機関から退院した後に帰るところがあるよう調整し、その後の医療・保健や福祉をコーディネートして対象者を支援するための体制作りをします。対象者と面談し、相談にも応じます。そうして社会復帰を援助します。ただし、これも精神保護観察という状態が解かれれば、終わります。

いずれも国が一定の強制力を発揮する場合の制度です。被害者支援とは性格が異なりますが、対象者を援助・援護する部分については、参考になると思われれます。

### 【加害者への支出と被害者への支出の大きな差】

#### 米田

加害者が刑務所に入ることで必要な矯正関係経費、出所した後の立ち直りのための更生保護関係経費は、それぞれ令和6年度ですと、2383億円と、279億円となっているようです。

これらは、加害者のために、国が払っているお金ということがいえる反面、先ほどの犯給制度の支給額は、令和5年度が約10億円、今回の改正によって支給最低額が増額されたことによっても、20億円になる程度で、桁が異なります。

今話をふまえて、Aさんお感じのところはあるでしょうか。

#### Aさん

先ほども話させていただきましたが、加害者に手厚いのはおかしいと思います。私の場合は生命保険金が入ったので、夫が生きているころと変わらないというわけではないにしろ、家を替えることもなく、保育園も替えることなく過ごせています。しかし、実際にはその日の生活もままならぬ被害者の方もたくさんいると思います。他人の人生を奪っておいて、奪われた人

が苦しい思いをして、奪った人が国から手厚い支援を十二分に受けるのはやはりおかしい。罪を犯した人が生きやすいというのは。被害者も犯罪とか復讐とか同じことを考える方もいると思います。

## 【民間の支援センターの役割】

米田

現状、刑法犯によって殺害される被害者はおよそ300人、そのご遺族への支援のほか、重傷病、性犯罪など重篤な犯罪にあら被害者は、数千人規模に及びます。

その方々は、毎年累積していくわけで、裁判手続が継続している間であれば弁護士がきめ細かく対応するにしても、裁判が終了した後にも、生活や困りごとの相談をしていくというのは、とてもではないですが、弁護士には不可能のように思われます。

他方で、被害者支援センターなど、民間支援機関もありますが、いかがでしょうか。

白井

民間の支援センターは、事件から刑事裁判が行われている間や、その後の半年や一年、ずっとではありませんが被害者に寄り添って行動します。

刑事裁判中に弁護士事務所や警察や検察庁に付き添ってケアするというようなことをします。支援センターから、「この様な者が付き添います。」と事前に検察庁に連絡すれば先方もそのように対応します。被害者が事件のことを話すだけで気分が悪くなるといった場合には横に付き添ってケアするというようなことをします。あるいは、一人息子を殺されて独り暮らしになった年老いた母親に、一日おきくらいにお弁当を持っていき、半日くらい話を聴いて帰るとか、夜中でも電話があればお話を聴くとか、半年ほど繰り返して、最終的には市役所の老人福祉の施設に入れるように手続きをして繋ぐといったことを支援センターで行っています。

基本的には、付き添い支援は重大事件に限られています。あとは必要があれば弁護士や公認心理士さん等の専門家の支援を受けられるようにしています。

被害者庁ができたとしても、民間のきめ細かい支援というのは絶対に必要だと思います。どこでどういう支援があるかという細かなことは役所ではできないのではないかと思います。

静岡県では全市町（静岡市を除く）に条例ができました。できたとしても直ぐには活動できないので、全市町に行って連携協定を結び、市職員の方には分から

ないことがあれば直ぐに聞いてほしいと伝えていません。

## 【犯罪被害者庁の必要性】

米田

民間の支援センターは大変重要な機関だと思います。しかし、マンパワーの問題、お金の問題で限界があり、民間の支援センターとは別に国の組織が必要だと思います。

Aさん、事件後の状況など支援センターの方と関わりがあると伺っていますが、いかがでしょうか？

Aさん

私は、支援センターの方に一年に一回手紙をいただいたり、警察の被害者支援室の方も夫の命日近くに、夫の好きだったビールを持ってお線香をあげに来てくださったったり、弁護士さんからも年に一回や二回はメールで連絡があり、何かあればいつでも相談できる状態を皆様に確保していただいている。陰ながら支援してもらえているという実感があります。こうしたサポートは、弁護士の先生、支援センターの方、支援室の方の気持ちというかボランティアによるものだと感じていて、制度というよりその人個別にサポートを受けているような感覚です。私のように恵まれている人ばかりではないので、国の制度として組織として困っている人に手を差し伸べる制度を望みます。

米田

假谷さん、濱口さん、いかがでしょうか？

假谷

専門委員の会議で、犯罪被害者基本計画の進捗を確認するのですが、項目が300近くあります。省庁の縦割りで分担されていて、被害者のための制度作りではなく、今の制度を被害者も使えますよ～的な回答ばかり。

消費者庁や家庭子ども庁のように、被害者に特化して寄り添う組織が必要だと実感しました。

濱口

先ほど假谷さんがおっしゃったとおりで第4次犯罪被害者等基本計画の施策はとてたくさんあります。それだけやらなければならないことが多いのですから専門に取り扱う省庁として被害者庁が必要です。

さらに、基本計画に含まれていない事項でもまだ法

制度が不足している事項がたくさんあります。例えば、被害者参加対象事件が限定されていて新しくできた犯罪については対象外です。

不起訴事件記録のうち被害者が閲覧・閲覧写真できるものもまだまだ少ないです。

私は医療観察事件の被害者支援に興味を持って取り組んでいますが、加害者が心身喪失で不起訴になってしまった医療観察事件の場合には裁判が開かれず被害者参加もできないので被害者や遺族の納得のためには不起訴事件記録を閲覧・閲覧写真できることがどうしても必要です。今は開示される記録の範囲が少ないので拡大してもらいたいです。

今被害者は公判前整理手続に参加できません。まだ具体的に検討されていませんが、被害者も参加できるように検討してもらいたいです。

報道の問題もあります。事件報道で被害者や遺族のプライバシーが晒されてしまうという問題があります。弁護士会で提言をしていますが、国の方で報道機関に対するガイドラインを作るなどの対策をして欲しいです。

被害者が事件前の生活に戻るにはどうしても長い時間がかかります。今は弁護士が個人として支援していますが、訴訟が終わると離れてしまうということがどうしても出てきてしまいます。被害者庁が被害者のために元の生活に戻るまでの長い時間を組織として一体となって支援してくれればいいなと思います。

米田

神村さん、国にはどんなことが求められるのでしょうか。

神村

犯罪被害者等基本法は、本当に画期的な法律で、政府に犯罪被害者等施策推進会議を置き、そこが犯罪被害者等基本計画を定めて、個々の省庁がこれに従って犯罪被害者等のための施策を伸展させていくというスキームを作りました。このスキームは非常に成功して、犯罪被害者等施策が画期的に伸展しました。基本法ができる以前と、基本法ができてから30年になる今とでは世界が変わったと思います。

「基本計画」は、5年ごとに作り直され、最近では、2021年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。「基本計画」を策定する際に、「損害回復・経済的支援」をどう実現するかは、いつも最も激しく議論されてきたテーマで、第3次の「基本計画」までは、そのための色々な検討会立ち上げられ、新し

い制度の創設や既存の制度の抜本的な改革が議論されました。

しかし、2021年3月の第4次基本計画では、「損害回復・経済的支援」に関して、新たな制度創設や拡充を検討する予定はなくなり、今後は、既存の制度の運用改善や周知・情報提供等をしていこうという程度の内容にとどまっています。もう制度創設や拡充についてはやり尽くしたということが、犯罪被害者等施策推進会議及びその下の基本計画策定・推進専門委員等会議の結論であったと受け取れます。

この第4次基本計画が決定された1年後には「新あすの会」が結成され、創立大会での決議の中で「損害回復・経済的支援」が根本的に不足していることを取り上げ、自民党が動き、今般、犯罪被害者等給付金が大幅に引き上げられるなどの抜本的な改革が行われました。これは「基本計画」の外で、犯罪被害者等が再び声を上げ、政治が取り上げたことで、実現したことです。このことは、「基本計画」を策定して犯罪被害者等施策を伸展させていくというスキームが機能していなかったことを示しています。

「基本法」の限界なのか、犯罪被害者等施策推進会議、基本計画策定・推進等専門委員会が「基本計画」を策定し、横並びの省庁が実施していくという体制の限界なのか、これまでのスキームを大きく見直さないと、これ以上犯罪被害者等施策は進まない、犯罪被害者等が抱える苦しみは、これ以上軽くないというおそれがあります。

「被害者庁」のように、犯罪被害者のための施策・業務に特化した組織・官庁ができれば、役人としては、犯罪被害者等のための施策を企画・立案したり、実施することがやりやすくなると思いますが、それとともに、「犯罪被害者等施策推進会議」と「基本計画」というスキームの行き詰まりを打開するために必要という言い方もできると思います。

元役人の立場から言うと、個々の役人は頑張っています。役人に無茶をさせなければ進まないようなスキームではいけません。省庁の壁、これまでの枠を壊さないと実現できないことについては、役人のレベルではどんなに頑張っても実現できません。今回のように、政治のリードが必要です。壁を突き抜け、枠を作り直してくれれば、その中で、役人は、緻密に設計し、熱意を持って運用すると思います。今なお、犯罪被害者等が深刻な問題を抱え、満たされていない点について、更に政治家の方々に期待します。また、担当省庁の方々には、今般の大きく改革された各制度について、最近実施されたもの、これから実施されるものがありますが、素晴らしいことですので、是非、犯罪被害者

等に寄り添ったものとして運営されることを大いに期待したいと思います。

米田

犯罪被害者庁の設立を求めることは、前回の創立大会の決議にも入っていますが、今回は、犯罪被害者庁はやっぱり作らなければならないということで、ここにフォーカスをしてディスカッションをしてみました。パネラーの皆様、大変ありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、新あすの会代表幹事の、岡村勲から、まとめを述べさせていただきます。

## 【まとめ】

岡村代表幹事

暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

熱心な討論を聞きまして。。。犯罪被害者の会を立ち上げた当時は、こんなに国民の関心はない時代でした。運が悪くから被害者になったんだよ。という考えが強い時でした。

すっかり様変わりしたなという気がいたします。

私たち犯罪被害者は、なりたくてなった者は一人もおりません。

予想外の出来事で被害者になったしまった。被害者になってみますと、いろいろな景色が見えてくるんです。

何よりも、話し相手がいない。被害者になったもの同士でなければ分からないような心情がでてきます。話したからといって、何も生まれるものではないですが、とにかく被害者が集まって話すことによって、何か満たされた気になる。そのような不思議な体験を私もしました。

今も忘れませんが、第1回の犯罪被害者の会を作った時、飯田橋の会場に被害者だけが集まりました。その時は、時間が来てもみんな帰らないんです。みんな帰らないで喋っている。

被害者にならなければ分からない心情が分かる人が集まったということで、みなさん動かなくなった。その後も、何回もいろいろな会場を借りてやってきました。

しかし、いろいろな運動をやっているうちに、運動というものはやらなければ実現しないんです。ダメだろうとほっていたら、いつまでも実現しません。

犯罪被害者庁の問題は、運動をしなければ実現しないと思います。いろいろと国会議員の先生方がおっしゃっていましたが、被害者庁がいないものである

ならば、いくら運動してダメですが、私は絶対に必要なものだと。

そこで被害者の立法をいろいろと考える。被害者の法律を作っても、そんなに数があるものではないと思います。いくつかの法律を作っていく。そして考えていく。そして被害者が困らないような制度を作る。

誰が被害者になるかわからないです。今の時代は。今の自分たちは安全だけど、明日はどうなっているのか。だから、明日を自分たちのために整備する必要があります。

今でも、本当にあの被害者が初めて集まって帰れなかった、それを思い出します。

私はよく聞くんですが、刺された人がいた、その時あなた方は被害者を助けに行きますか？加害者を助けに行きますか？

みんな被害者を助けに行き、直ぐに警察を呼びますと答えます。

これが普通の感情なんです。

だから、どうか、被害者を助けるということは、自分が被害者になったときも助けてもらえるわけですから、是非これからも続けていただきたいと思います。

今日は本当に長時間にわたって熱心にシンポジウムをやってくださった先生方、国会議員の先生方も含めて、皆さん、心からお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。